

地域資料館とアーカイブズ

—茨木市立文化財資料館 郷土史料室の事例—

高橋 伸拓*

要 旨

本稿は、新修茨木市史収集資料を中心とした文献資料の整理・公開のスペースとして、茨木市立文化財資料館に設置した郷土史料室の開室までの経緯と運営の状況を紹介し、今後の課題について述べるものである。今後の課題としては、①史料の公開と史料提供者との関係の構築、②来室者対応の充実、③古文書教室受講者による利用の推進、④公文書（行政文書）の受入れを指摘した。郷土史料室は、未就学児～小学生、親子連れでの来室がみられ、こうした市民への啓発を意識して、より市民対応の充実を図っていくことが重要であるとした。

キーワード

地域資料館 アーカイブズ 古文書 自治体史

1. はじめに

日本は、文書館の設置が進められる一方で^(註1)、役所や博物館、図書館などに眠ったままになっている、自治体史編纂のために収集された資料がまだまだ多く存在するものと考えられる。

博物館における自治体史収集資料の活用については、相模原市立博物館の事例から、博物館での文書の保存・公開のメリット・デメリット、博物館がどこまで個々の閲覧利用に対応できるか（すべきなのか）という課題が指摘され^(註2)、共有される問題である。また、尼崎市立地域研究史料館が尼崎市立歴史博物館の中に移転し、公文書館の機能も備えた、あまがさきアーカイブズとなった^(註3)。こうした博物館の中に設置されるアーカイブズ^(註4)という動向もみられ^(註5)、博物館とアーカイブズがいかに共存するのか、考えていかなければならない。

以上を踏まえて、本稿は、新修茨木市史収集資料を中心とした文献資料の整理・公開スペースとして、茨木市立文化財資料館（以下、文化財資料館）に設置した郷土史料室の開室までの経緯と、現在の運営の状況を紹介し、今後の課題について論じるものである。

すでに、筆者は別稿において、新修茨木市史収集資料

を引き継いだ直後に、その整理と活用、課題についてまとめ^(註6)、本稿はその後の経過を報告するものである。

茨木市立文化財資料館は、博物館類似施設で、小規模の地域資料館である。自治体史収集資料をどのように活用していくのか、そのモデルケースを示し、地域資料館とアーカイブズの共存の仕方について考えてみたい。

2. 茨木市史の編纂と新修茨木市史収集資料の引継

ここでは、茨木市史の編纂と新修茨木市史収集資料の引継について確認する^(註7)。

茨木市では、市史編さんが2度行われている。1度目は、市制施行20周年記念事業として実施し、昭和44年（1969年）に『茨木市史』を刊行した。この時にも古文書等の調査を行い、『茨木市史資料目録 上・下巻』（1969年3月）を作成し、本市に伝わる史料を初めて包括的に把握した事業となった。その後、昭和48年（1973年）に東奈良遺跡で、後に国の重要文化財となる銅鐸の鋳型が発掘され、その口絵写真を加えた復刻版を市制施行30周年の記念事業として昭和53年に刊行している。

2度目は平成10年（1998）から市制施行50周年記念事業として新修茨木市史を編纂している。『新修茨木市

*茨木市立文化財資料館

史』は、通史3巻、史料編6巻、別編1巻の全10巻と別冊1冊の計11冊を刊行している。通史は自然編・歴史編で構成し、史料編は古代中世、近世、近現代、考古、地理、美術工芸、別編は民俗、別冊は年表・索引を収録している。『新修茨木市史』を刊行し、平成28年度に編纂事業は終了した。新修茨木市史の編纂にあたって、調査・収集した古文書は18万点程度で、借用した史料は目録作成及び写真撮影ののち返却し、撮影データはマイクロフィルム、紙焼き、デジタルデータで保管している。編纂事業の終了後、新修茨木市史の編纂にあたって収集した資料をいかに保存、整理し、活用していくのかという課題が残された。

続いて、新修茨木市史収集資料の引継をどのように進めたのか、その経過を確認する。

茨木市史編さん室（以下、旧編さん室）の解散後、茨木市教育委員会教育総務部社会教育振興課文化財係が平成29年度に新修茨木市史収集資料を引き継いだ。資料を引き継ぎ、平成29年4月に文化財係は歴史文化財係となり、その翌年の平成30年4月に歴史文化財係は歴史文化財課となった。歴史文化財課となって、新修茨木市史収集資料の整理と活用を本格的に進めようと考えていた矢先に、同年6月、大阪北部地震に被災した。書棚が崩れるなどの被害はあったものの、幸いなことに資料に被害はなかった。しかし、書棚などの復旧に1年を費やすこととなった。

一方で、新修茨木市史収集資料の引継ぎ後に以下の作業を進めた。

①歴史資料管理システムへのデータ登録

歴史資料管理システム^(註8)とは、資料の目録データとそれに画像データを紐付けしたデータベースで、旧編さん室で作成され、運用されていた。このシステムを引き継いだ時は古文書のみが登録されていたが、考古を除く、全ての分野（文献資料、美術工芸、地理、民俗）の資料データを登録した。これによって、新修茨木市史で収集した資料の検索が可能となった。

②調査概要のデータ化

旧編さん室では市内各地区及び市外の資料所在情報を調査票に手書きで記入し、紙ファイルで保管していた。これを入力してデータ化して検索しやすくした。

③文書群概要目録の作成

旧編さん室で作成した全ての目録を確認し、各文書群の概要（150～200字程度）と点数を記した目録を作成した。こうして、新修茨木市史で収集した古文書の把握を進めた。

④デジタルデータ等の管理

旧編さん室では古文書のデジタルデータ化が行われていたが、どこまでデジタル化しているのかを把握した。紙焼き資料・マイクロフィルムは、市史編さん室だけではなく、茨木市役所地下書庫、茨木市立中央図書館に分けて保管されていたため、これを旧編さん室に集約した。

それぞれの作業は、外部からの資料調査の対応、郷土史料室への移転、そして運営にあたって大変役立った。

3. 郷土史料室の開室と運営状況

それでは、新修茨木市史収集資料を活用するために設置した郷土史料室の開室をどのように進め、現在、どのように運営しているのかをみってみる。

新修茨木市史収集資料の把握・整理を進めている中で、新型コロナウイルス感染症の流行によって、文化財資料館は休館し、展示室を休室することとなった。令和2年度は、コロナ禍での休館の状況を利用して、旧編さん室から文化財資料館への資料の移転を進めた。移転を可能としたのは、令和2年度に予定していた展示の予算を利用できたためである。移転先は文化財資料館2階展示室とし、常設展示としてあった「戦国時代のいばらき」のコーナーの解体を進めた。

令和3年度は、文化財資料館のリニューアルの一環として、ウォールケース撤去処分等業務委託、運搬業務委託、郷土史料室改装業務委託を予算化し、令和3年4月から順次進めていき、6月には旧編さん室から旧2階展示室への資料の移転が終わり、7月からは開室の準備を進め、令和4年3月31日に開室した。ただ、スペースの問題から、旧編さん室にあった全ての物品を郷土史料室に移動できたわけではなく、新修茨木市史の在庫や編纂関係の書類は、北辰収蔵庫（旧茨木市立北辰中学校）へ、一部の書類は茨木市役所地下書庫へ移動して保管している。移転と並行して、歴史資料管理システムのリニューアルも進め、業務委託でファイルメーカーによって新たに構築した。

続いて、開室した郷土史料室の運営状況について確認する。

郷土史料室は、新修茨木市史をはじめとした歴史関係の図書と、古文書等の文献資料を閲覧できる。古文書は、iPadの歴史資料管理システムと紙に印刷した目録で検索できる。郷土史料室の運営にあたっては、「茨木市立文化財資料館郷土史料室の文献資料等の閲覧に関する取扱要領」を制定し、要領に基づいて史料の閲覧対応を行っている。開室時間は、文化財資料館の開館にあわせ、午前9時～午後5時、火曜休館（祝日の翌日休館）で、土曜・日曜・祝日も開室し、アーカイブズとして利用しやすいものとなっている。

郷土史料室所管史料は、文献関係の史料群（個人・寺社・区有等）が215（市外除く）、点数が約18万点である。内訳は、①購入史料約12,300点、②寄贈史料約23,800点、③寄託史料約27,300点、④借用史料約118,200点で、④は所蔵者が保管している。

郷土史料室の職員構成は、正規職員1名、会計年度任用職員（旧嘱託・週4日勤務）1名、会計年度任用職員（史料調査員・週1～2日程度）6名という体制をとっている。加えて、職員としてではないが、旧編さん室で史料調査員をされていた5名の協力を得ている。

史料の整理・公開は、市史編さん室で作成した目録の見直し、閲覧制限のチェックを経た後、『茨木市立文化財資料館 館報』に目録を掲載し、目録はホームページでも公開している。現在は11件約3500点を公開し、公開点数は全体（約18万点）の2%程度である（註9）。こうして整理した史料の閲覧は、史料閲覧申込書に記入し、即日閲覧できる。ただし、所蔵者の承諾書が必要なものは即日閲覧できない。史料閲覧申込書の利用目的をみると、卒業論文、博士論文、家のルーツ調査、寺院・神社の歴史調査、織田信長朱印状写の閲覧、勉強、絵図・地籍図・地図・航空写真の閲覧等である。複写は、デジタルカメラでの史料の撮影を可能としている。複写機による図書の複写や、デジタルデータのある古文書の印刷にも対応している。開架図書は、市史編さん室の蔵書を、文化財資料館の蔵書として受け入れ、これら蔵書のうち、史料調査の参考になりそうな図書を配架している。図書だけの利用者も確認できる。

郷土史料室の利用の状況をみてみると、2022年3月

31日から2023年2月1日現在、平日は小学生や年配の方の来室が多く、土曜・日曜は、親子連れでの来室がある。傾向としては、テーマ展・企画展など展示の開催期間中は来室者が多い。

親子連れ、地元の小学生の来室があるため、まず児童向け図書コーナーを設けて、歴史の漫画や絵本、茨木の古い写真集を配架し、案内している。さらに、夏休みのイベントとして、くずし字チャレンジを実施した。くずし字のクイズに答えた人に、缶バッジをプレゼントした（註10）。未就学児の来室もあり、古文書パズルを用意して、保護者とともにチャレンジしてもらい、古文書の啓発にも努めている。古文書パズルは、茨木市内の地名のくずし字を絵柄としたもので、完成させて裏返すとくずし字の読みの正解が分かるというものになっている（註11）。

さらに、新修茨木市史収集資料を活用した取り組みとして、古文書教室講座とミニ展示があげられる。

古文書教室講座は、郷土史料室の開室する前年度までは前期・後期で年6回実施した。開室後は、初級編・中級編を設けてコース分けし、それぞれ前期・後期で年6回、計12回実施した（註12）。令和4年度は、受講者数は定員20名の内、各コース15名前後で、中級受講者の中には郷土史料室で古文書のコピーを手に入れて、独習されている方もいる。

ミニ展示は、郷土史料室所管史料の紹介と、来館者を2階へ誘導するためのものとして実施することとした。奥行75センチ、横幅180センチ、高さ92センチのケースを使っている。あまり長くない状物の古文書を3点程度、展示できる。

第1回は「茨木に伝わる史料の歩み―市史編さんの軌跡と郷土史料室への継承―」（展示期間：2022年3月31日～8月29日）を行い、筆者が担当した。郷土史料室の開室を広く市民に周知することを目的として、市史編さんの軌跡を追って、本市伝来の史料の一部を紹介し、郷土史料室の利用方法を案内した。

第2回は「旗本を支えた村々―摂津国島下郡の旗本領―」（展示期間：2022年9月1日～12月28日）を行い、郷土史料室のスタッフの柴崎謙信氏が担当した。本展示は、所蔵史料の紹介と郷土史料室の利用促進を目的として、茨木市域に存在した旗本領の一つである板橋氏領奈

良村・下中条村に関する史料（竹田守作家文書）をとりあげ、板橋氏領において両村が果たした役割や板橋氏と両村とのかかわりを紹介するという内容であった。具体的には、江戸に在住する板橋氏用人から両村庄屋・年寄へ送られた書状や板橋氏のために両村が宇治の御茶代を用立てた際の受領書を展示した。旧奈良村に居住されている方が展示を見に来られていた。

第3回は「着物の洗濯と悉皆屋」（展示期間：2023年1月4日～3月31日）を行い、筆者が担当した。この展示では、所蔵資料の紹介を目的として、近世・近代の着物の洗濯と悉皆屋に関する展示を行った。京都・大坂には、着物の染物・洗張を請け負った悉皆屋という業者が存在した。洗濯した着物を乾かすために用いる洗張の道具や、悉皆人と記載がある古文書を展示し、茨木に関わる歴史の一齣を紹介した。

令和5年度からは3か月に1回のペースでの展示替えを予定している。旧村単位の歴史を紹介する展示とテーマを設定した史料紹介の展示を交互に行いたいと考えている。

4. 地域災害アーカイブズと災害史展示

資料館において、テーマ展や企画展といった特別展は通常時より集客が見込め、収蔵する史料を紹介する良い機会となる。新修茨木市史収集資料の活用について、別稿で提示した、地域災害アーカイブズとしての利用を踏まえ、令和4年度は新修茨木市史収集資料を用いた企画展を実施することとした。地域災害アーカイブズについて、別稿で提示したのは以下の点である（註13）。

新修茨木市史収集資料の活用について、より社会に役立てる方法として、地域災害アーカイブズとしての活用が考えられる。ここでいう地域災害アーカイブズとは、地域で起こった災害に関する記録資料を指す。膨大にある新修茨木市史収集資料の中から、災害に関するアーカイブズをまとめるという試みである。茨木市域の地域災害アーカイブズとしては、①洪水、②土砂災害、③溜池に関するものが確認できる。地域の災害史に関する取り組みはすでに各地で行われているが、これら地域災害アーカイブズの内容を検討し、人々がどのように災害と向き合ったかを知ることで、地域における災害の認識や防災意識につなげることができないかと考えているとした。

上記の点を念頭に置き、地域災害アーカイブズの紹介を目的として、第23回茨木市立文化財資料館企画展「水旱一水をめぐる茨木の災害史」（展示期間：2022年10月1日～11月28日）を実施した。テーマの設定にあたっては、水害に比べ、旱魃が災害史としてあまり研究されていない点（註14）、茨木市内に伝わる史料に水旱^{すいかん}という用語が多く見られる点から、取り上げることにした。まず、資料の把握、研究を行い、館報に研究ノートを発表して準備をした（註15）。

企画展の趣旨は以下の通りである。水旱とは、水害と旱魃のことで、茨木市域の災害の状況をあらわした史料上の用語である。茨木市域は、かつて茨木川と安威川が縦断し、河川沿いの村々は洪水の際に被害を受け、洪水に加えて旱魃によって水不足の状況に陥った村があった。今回の企画展では、近世～近代の茨木市域で起こった水旱の状況と対応・対策について、古文書・絵図資料・写真を用いてみていき、茨木の災害史の一端を紹介した。

文化財資料館ですでに寄贈・寄託を受けている史料、新たに寄贈された史料、茨木市史編さん室で寄贈された史料を元に展示を行った。展示の構成は次の通りである。

1 近世の水旱の被害

(1)水尾村の水旱／(2)福井村の水旱／(3)粟生村の水旱

2 近世の水旱の対応

(1)旱魃と雨乞・溜池／(2)農業余話にみる水旱への対応

3 近代の水旱の被害と対応

(1)淀川右岸水害予防組合と三島郡長大谷繁次郎／

(2)旱魃の被害と対応

近世～近代の茨木市域の水旱年表

上記の展示構成から分かる通り、筆者の力量不足で、近世～近代に茨木市域で起こった水旱を網羅できていないが、概要を掴むことができたと考えている。

また、今回の展示もタブレット（iPad）を活用し、茨木市歴史災害マップを作製して閲覧できるようにした（註16）。展示で取り上げた村の地理的位置や災害史を一覧できるようにし、見たい場所を拡大できるようにした。マップの作製にあたっては、展示で取り上げた村以外は取り上げないようにし、市民の不安を煽らないように配慮した。

展示期間中の入館者数はあまり伸びなかったが、水害のあった茨木川と安威川の付け替えの学習を行っていた

文化財資料館近くの東奈良小学校4年生が企画展を見学
に訪れ、筆者が展示解説をし、学習の内容を深めてもらっ
た。この企画展は、新修茨木市史収集資料を、地域の災
害を伝える地域災害アーカイブズとして利用する一歩に
なると位置付けられる。

5. おわりに

以上、本稿では、文化財資料館におけるアーカイブズ
の取り組みとして、新修茨木市史収集資料の引継から郷
土史料室の開室の経緯、運営の状況について述べてきた。
今後の課題として以下の点を指摘しておく。

①史料提供者との関係の構築と史料の公開

筆者は、新修茨木市史の編纂には関わっていない
ため、史料提供者とほとんど交流ができておらず、
史料提供者との関係を新たに構築していく必要がある。
史料提供者に展示の案内を送るなどして、関係
性を保つようにしている。史料提供者の高齢化も進
み、史料の保存と公開は大きな課題である。

②史料閲覧の対応

現在は史料の閲覧請求があれば、職員立ち会いの下
で、史料の扱いに慣れていない方にも閲覧していた
だいている。しかし、資料館では、資料を保存して
後世に伝えるという役割もあり、閲覧にあたっては
原物ではなく、デジタルデータ、紙焼き資料で閲覧
に供するようにしたい。

③来室者対応の充実

文化財資料館は、小規模の施設であり、郷土史料室

の出入口は開け広げていることから、室内に入りや
すく、2階に来られた親子連れの方や小学生の来室
がある。未就学児・小学生が訪れるのは、郷土史料
室の利用者の特徴といえる。未就学児・小学生と保
護者に向けて、古文書パズル等を用いて、古文書の
啓発をより図りたいと考えている。古文書パズルの
製作や古文書に関するイベントを行っていきたい。

④古文書教室受講者による利用の推進

古文書教室受講者による郷土史料室の利用は現在の
ところほとんどみられない状況である。また、郷土
史料室の利用の仕方が浸透していないことが一因と
思われ、利用の仕方の啓発や古文書サークルの開設
などを考えている。

⑤公文書（行政文書）の受入れ

郷土史料室は庁内の公文書（行政文書）を受け入
れてなく、アーカイブズとしては不十分な状況であ
る。庁内での公文書のサイクル作りなど難しい問題
であるが、少しずつ進めていきたい。

多くの課題が残されているが、郷土史料室の運営の基
本的な姿勢としては、茨木市の施設であり市民に活用さ
れることを意識して、より市民対応の充実を図ることが
重要と考えている。

日本では、文書館という独立した施設の設置は困難な
状況である。すでに存在する地域資料館内にアーカイブ
ズを設けて、資料の保存・整理・活用を行う事例として、
今後も手探りで取り組んでいきたい。

【註】

- 1) 高野修『地域文書館論』（岩田書院、1995年）、高橋実『文書館運動の周辺』（岩田書院、1996年）、高野修『日本の文書館』（岩田書院、1997年）、高橋実『自治体史編纂と史料保存』（岩田書院、1997年）、安藤正人『草の根文書館の思想』（岩田書院、1998年）、小松芳郎『市史編纂から文書館へ』（岩田書院、2000年）等。
- 2) 草薙由美「博物館における文書の保存と活用—相模原市立博物館の事例—」（文書館問題研究会・横浜開港資料館編『歴史資料の保存と公開』岩田書院、2003年所収）。
- 3) 河野未央・辻川敦「尼崎市立地域研究史料館からあまがさきアーカイブズへ—尼崎市の公文書館事業」（『歴史学研究』1005号、2021年）。
- 4) 本稿でアーカイブズとは、①記録史料、②文書館などの保存利用施設、③記録史料を収集、整理、保存、公開する文書館の機能を指している（石原一則「欧米諸国文書館の文書・記録の保存と利用」〔『今日の古文書学』12、雄山閣出版、2000年〕、丑木幸男「序 アーカイブズの科学とは」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 上巻』〔柏書房、2003年〕）。

- 5) 埼玉県の戸田市立郷土博物館のアーカイブズ・センターや八潮市立資料館等ですすでに取り組みられている。
- 6) 高橋伸拓「自治体史収集資料の整理と活用—新修茨木市史収集資料を事例に一」（『Musa 博物館学芸員課程年報』32号、追手門学院大学博物館研究室、2018年）。
- 7) なお、ここでの記述は、特に断らない限り、前掲註6）高橋伸拓「自治体史収集資料の整理と活用—新修茨木市史収集資料を事例に一」による。
- 8) 歴史資料管理システムの茨木市史編さん室から茨木市立文化財資料館への移行過程、現在の郷土史料室での運用状況については、森岡洋史氏の論考に詳しい（森岡洋史「文化財資料館の歴史史料データベースのシステム移行」〔『茨木市立文化財資料館 館報』6号、2021年〕、同「文化財資料館の歴史史料データベースのシステム移行（続報）」〔『同上 館報』7号、2022年〕）。
- 9) 令和5年（2023）2月1日現在で、摂津国島下郡道祖本村福山家文書（349点）、同国同郡馬場村庄屋文書（323点）、同国同郡野々宮村西岡家文書（308点）、追手門学院大学旧蔵安威村文書（481点）、摂津国島下郡安威村文書（8点）、同国同郡上野村文書（841点）、同国同郡五日市村文書（242点）、同国同郡中村文書（41点）、同国同郡東蔵垣内村文書（4点）、同国同郡福井村文書（772点）、同国同郡一津屋村大西家文書（65点）を公開し、閲覧に供している。
- 10) 柴崎謙信「子ども向けくずし字解読体験の取り組みについて—茨木市立文化財資料館「くずし字チャレンジ」の事例から—」（『茨木市立文化財資料館 館報』8号、2023年掲載予定）を参照されたい。
- 11) 古文書パズルについては、高橋伸拓「歴史系博物館における絵図資料の活用—「絵図で楽しむ茨木」展を事例に一」（『Musa 博物館学芸員課程年報』31号、追手門学院大学博物館研究室、2017年）を参照されたい。なお、現在使用しているものは改良した古文書パズルであり、業務委託でさらに製作を進めている。
- 12) 文化財資料館での古文書教室講座については、高橋伸拓「歴史系博物館における古文書の活用—茨木市立文化財資料館の事例一」（『Musa 博物館学芸員課程年報』30号、追手門学院大学博物館研究室、2016年）で触れた通り、年間20回行っていたが、講座の再編を進め、現在の形となった。
- 13) 註6）と同。
- 14) 岡崎佑也「近世災害史研究の成果と今日的課題」（『関東近世史研究』85号、2020年）。
- 15) 高橋伸拓「水旱被災地における災害対応—近世・近代の茨木市域の事例一」（『茨木市立文化財資料館 館報』7号、2022年）。
- 16) 文化財資料館でのタブレットの活用については、高橋伸拓「歴史系博物館におけるタブレットの活用—「上皇をささえた村々」展を事例に一」（『Musa 博物館学芸員課程年報』34号、追手門学院大学博物館研究室、2020年）を参照されたい。

【付記】 企画展の茨木市歴史災害マップは、石坂澄子氏に作製していただいた。末筆ながら記して御礼申し上げる。